

(2) 基本方針2の関連施策

基本方針2

都市と自然が共生するまちづくり

施策と意義

施策2-1 二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる創出

- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全・創出には、区による公園整備や区有施設への緑化、区民一人ひとりが住宅や公園など身近な場所で緑を育てることに加え、民間事業者が緑の保全・創出を通じてまちづくりに貢献していくことが必要です。また、これらの緑の資源が点在して分布するのではなく、ネットワークとして機能できるよう、多様な主体が連携して緑を創出していく必要があります。

施策2-2 自然を活用した異常気象等への対応

- 港区では、地球温暖化に加え、気温がさらに上昇する都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象が顕著です。ヒートアイランド現象は、夏季の屋外における暑熱環境の悪化、熱帯夜の増加により、人の熱ストレスを悪化させ、健康に影響を及ぼすとともに、冷房エネルギー消費量の増大や大気汚染物質の高濃度化にも影響します。近年では、水害・土砂災害等をはじめとする自然災害の強大化、熱中症や感染症などの疾病リスクの増大についても指摘されています。
- 人工被覆面の増加も都市のヒートアイランド現象の一因となっています。路面のアスファルト舗装による日中の表面温度の高熱化と蓄熱が気温上昇の原因となっています。
- このようなことから、ヒートアイランド対策に資する対策を多様な主体と連携して進めていく必要があります。
- 地球温暖化対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）にも対応した低炭素まちづくりを進めるため、河川、都市、海岸等幅広い分野で、グリーンインフラが持つ防災・減災、環境といった各種機能を活用した取組が必要です。
- 都市型水害対策として、雨水浸透施設の整備と雨水利用の促進といった雨水の資源を活用した適応策が考えられます。

施策2-1 二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる創出

取組2-1-1 緑のネットワーク形成の誘導

取組概要

- 区では、「港区緑と水の総合計画」に基づく緑のネットワーク形成に向けて、再開発等の大規模開発の機会をとらえた事業者の緑化について、「緑化計画書制度」などを活用して指導・誘導並びに支援をしていきます。
また、緑のネットワーク形成の際には、生物多様性の保存・再生にも配慮し、生きものが移動できるようにつながり、生息地のネットワークとなるエコロジカルネットワークを形成するなど、緑が有する多様な機能を活用していきます。
- 二酸化炭素の吸収源となる緑を創出する低炭素まちづくりの一環として、また、災害時の地域集合場所や防災活動拠点としても有効な都市計画公園について、計画的に拡張や新設を行っていきます。
また、「公園まちづくり制度」を活用し、民間都市開発と連携してまちづくりの中で緑地を創出できるよう、誘導していきます。



図 5-15 緑と水の配置方針

出典：港区緑と水の総合計画、令和3（2021）年2月、港区

解説

●緑化計画書制度

港区はこれまで昭和 54（1979）年から「緑化計画書制度」により、緑の保全や創出を進め、緑被率や自然環境機能の向上を図ってきました。区内で 250 平方メートル以上の敷地で建築計画等（建築確認申請を伴う建築計画）がある際は、「港区みどりを守る条例」の第 17 条及び第 18 条に基づき、「緑化指導」を行っています。

港区の緑化基準は、「港区みどりを守る条例」により以下の7つの基準が定められています。



図 5-16 港区の緑化基準

出典：緑化計画書の手引き、平成 30（2018）年 4 月 1 日版、港区

●公園まちづくり制度

民間都市開発の機運をとらえ、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる新たな仕組みとして、「公園まちづくり制度」が創設されています。制度の創設を受け、平成 25（2013）年 12 月に東京都が策定した「公園まちづくり制度基本方針」に基づき、平成 26（2014）年 4 月に港区は「港区公園まちづくり制度実施要綱」を制定しています。

「公園まちづくり制度」では、行政が地元と連携してまちづくりの方針を定めた後、都市計画公園の未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更し、民間都市開発と連携したまちづくりの中で緑地を創出していくこととしています。



図 5-17 公園まちづくり制度の事例（江戸見坂公園）

右写真出典：都市計画公園・緑地の整備方針、令和 2（2020）年 7 月、東京都・特別区・市町

事例

●六本木・虎ノ門地区における緑のネットワーク形成の誘導

六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドラインにおいては、「緑の軸」、「つなぐ緑」、「緑の集積する拠点」、「面的な緑」、「スポットとなる緑」の五つの種類別に、緑のネットワーク化を図っていくこととしています。

特に赤坂・虎ノ門緑道においては、歩道と歩道状空地における緑道の整備、街区再編による公園の整備などを行うことにより、緑とにぎわいあふれる歩行空間を整備し、緑のネットワークを形成していくこととしています。



図 5-18 六本木・虎ノ門地区の緑のネットワークの整備方針図

出典：六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン、平成 24（2012）年 12 月、港区

取組 2-1-2 屋上緑化・壁面緑化の推進

取組概要

- 公共空間のみならず、民間の建築物を含むまちなか全体において、区民、事業者などの多様な主体と連携し、近年の先進的な緑化技術を踏まえた屋上緑化や壁面緑化を誘導していきます。
- 区役所本庁舎や区立学校、保育園等、区有施設に緑のカーテンを設置し、ヒートアイランド現象の緩和と省エネルギー対策の推進を図ります。



図 5-19 十分な緑量のある屋上緑化と壁面緑化の事例



図 5-20 区役所本庁舎に設置した緑のカーテン

施策2-2 自然を活用した異常気象等への対応

取組2-2-1 風の道に配慮した都市づくり

取組概要

- 海や運河、緑地等の地域の冷熱源からの風を都市空間内に導くため、風の道を確保し、その周辺において緑化や暑熱環境対策等に取り組みます。
- 主要道路や沿道周辺の敷地などにおいては、街路樹育成による緑陰形成を進め、夏でも快適に歩きやすい屋外環境を創出していきます。

解説

●風の道

風の道とは、緑地等の地域の冷熱源からの風を都市空間内に導く連続したオープンスペース（開放的な空間）で、地上付近の都市空間の通風・換気に有効なものです。都市において風の道として風通しがよく、風の通り道となる空間は、具体的には河川や緑地、街路、建物の隙間空間の連なりなどがあります。（ヒートアイランド対策に資する「風の道」を活用した都市づくりガイドライン国総研資料第730号）

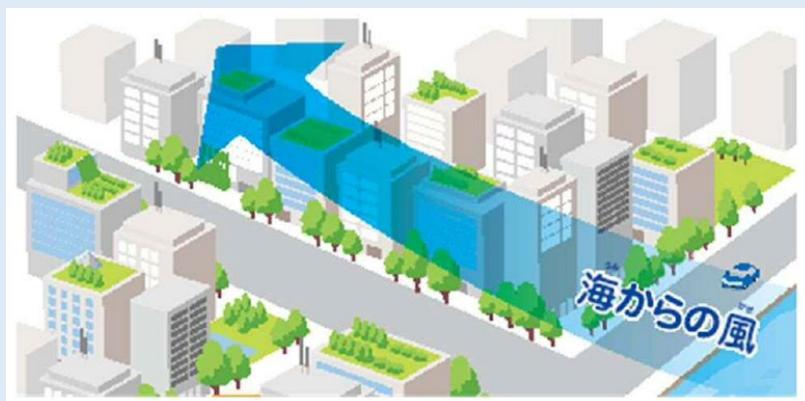


図 5-21 風の道のイメージ

出典：平成 21（2009）年度ヒートアイランド現象対策検討支援業務報告書、港区

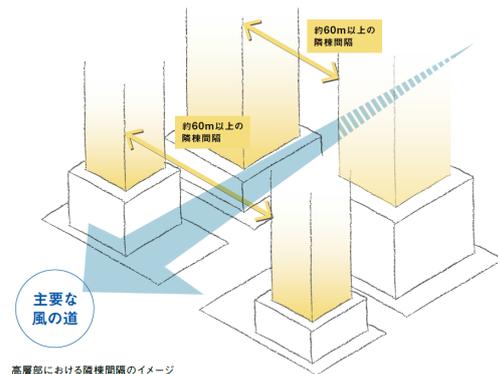
事例

●品川駅北周辺地区における風の道に配慮した都市づくり

品川駅北周辺地区まちづくりガイドラインでは、主要な風の道や風の抜けを確保するため、南北方向に隣り合う建物の高層部（おおむね地上 50m 超の部分）において、隣棟間隔を約 60m 以上確保するよう、誘導しています。



平成13年度土地利用現況調査等を基に作成



高層部における隣棟間隔のイメージ

図 5-22 品川駅・田町駅周辺における
主な風の道の位置

出典：品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2020
付属資料、令和2（2020）年3月、東京都

図 5-23 高層部における隣棟間隔のイメージ

出典：品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン、平成29
（2017）年3月、品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン
検討委員会

取組 2-2-2 ヒートアイランド対策・暑熱対策の推進

取組概要

- 点在する緑地や公共空間では「クールスポット」を形成し、緑地の保全・創出、冷却効果のある設備設置に取り組んでいきます。
- 道路の整備にあわせて、路面温度を低減させ、ヒートアイランド現象の緩和効果が期待できる遮熱性舗装等の整備を推進していきます。
- 開発事業等においても、「環境アセスメント制度（環境影響調査制度）」、「港区建築物低炭素化促進制度」等に基づき、建築物の省エネルギー化の促進、低層部からの排熱の防止、敷地及び屋上・壁面の緑化など、ヒートアイランド現象緩和に寄与する対策について、計画段階から事業者を誘導します。



図 5-24 新橋駅西口広場（S L 広場）にて行われた実証実験の様子

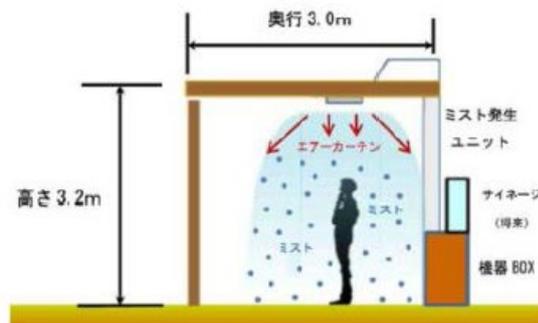


図 5-25 クールスポットの設置イメージ

出典：新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン、令和元（2019）年7月、港区

解説

● 遮熱性舗装

遮熱性舗装とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

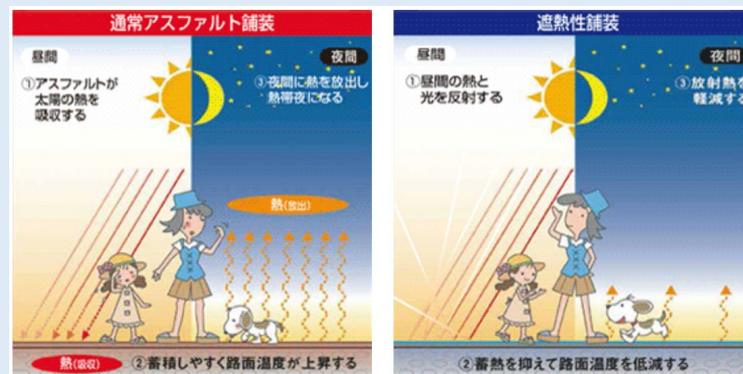


図 5-26 遮熱性舗装と通常のアスファルト舗装の概念図

出典：路面温度上昇抑制舗装研究会HP

取組 2-2-3 都市型水害に対応した開発事業等による雨水利用の促進

取組概要

- 都市型水害への対策や健全な水循環系を保全するため、公共施設及び大規模建築物等の建設の機会を捉え、雨水利用を推進していきます。
- 雨水浸透施設について、公共施設での設置や、民間施設等への設置の誘導等を推進していきます。また、地下水涵養区域における積極的な雨水浸透対策を推進していきます。



図 5-27 雨水利用の事例：ミッドタウン（地区循環方式・雨水利用方式）

出典：貴重な水資源の有効利用のお願い（パンフレット）、東京都

解説

● 雨水流出抑制施設の設置に関する取組

港区では、水害に強い安全なまちづくりの推進方策の一つとして、雨水の流出を抑制するための「雨水流出抑制施設設置指導要綱」を策定し、住宅・マンション・業務ビルの新築や増改築をする場合、あるいは駐車場を設置する場合などに、その規模に応じて雨水流出抑制施設の設置を要請しています。



図 5-28 雨水浸透施設の例

出典：雨水浸透施設設置助成のご案内（パンフレット）、港区

□ コラム

緑が有する多様な機能について

緑の資源は、環境、健康、防災・減災、コミュニティ、まちの魅力・歴史・文化など、多様な機能を有しています。二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる創出（施策2-1関連）、自然を活用した異常気象等への対応（施策2-2関連）を推進することにより、二酸化炭素の吸収・固定への貢献のみならず、ヒートアイランド現象の緩和、健康増進・レクリエーションのための環境形成、避難場所としての防災拠点形成、都市型水害の軽減、緑化空間周辺のにぎわい創出と交流促進、歴史・文化を象徴する緑の空間形成に伴うまちの魅力向上など、幅広い分野における効果が期待できます。このような考え方はグリーンインフラの活用とも通じます。

また、より大きな効果を発揮させるためには、行政のみならず、区民、事業者、など、港区で活躍する多様な主体が一丸となって取り組むことが重要です。

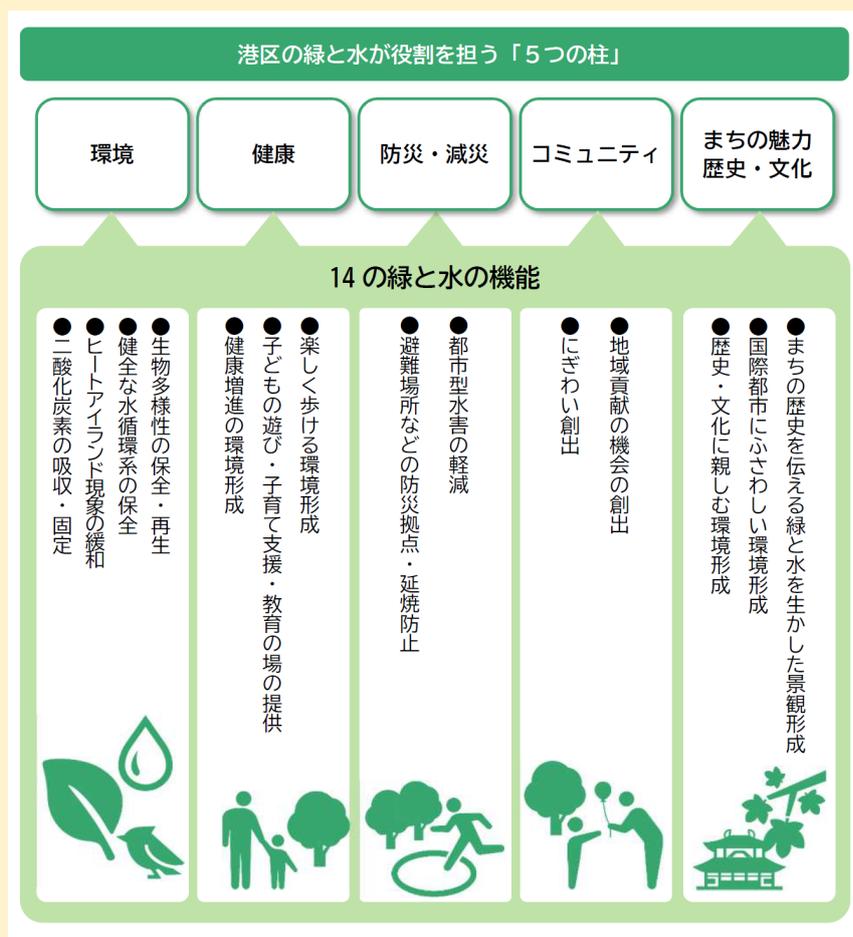


図 5-29 港区の緑と水が役割を担う5つの柱

出典：港区緑と水の総合計画、令和3（2021）年2月、港区